

海外療養費のご案内

海外渡航中に急な発病やケガのために現地の医療機関を受診した場合は、現地では保険給付が受けられないため、受診者が帰国後に療養費申請をすることで条件を満たす範囲において療養の給付を受けることができます。申請に際しては以下の内容を必ずご確認ください。

● 対象者について

- ・ 受診日時点で練馬区国民健康保険の資格がある方が対象です。
- ・ 日本国内に住所を有しているものの、複数年にわたり長期の国外滞在を繰り返している等の理由により、練馬区内に生活の拠点を有していないと判断される場合は海外療養費の支給が出来ないこともあります。

● 対象となる療養について

- ・ 治療を目的に海外に渡航し、治療を受けた場合は認められません。
- ・ 保険給付の対象となるのは、やむを得ない理由で受診したと保険者が判断した場合や日本国内で保険診療として認められた治療に限ります。

日本で保険適用されていない医療（性転換手術・最先端医療・自然分娩など）、差額ベッド代・救急車費用・日用品費・税金・文書料・通信費・カード代などは支給対象外です。

● 申請について

- ・ 申請は受診者本人の帰国後に受け付けます。
- ・ 申請に必要な書類は練馬区のホームページからダウンロードできます。特に FormA・FormB については、現地医療機関ですべての項目の記載が必要なため、予めご入手のうえ、渡航することをおすすめします。
- ・ 申請のために提出していただく外国語の書類には日本語訳文の添付が必須です。

日本語訳文に翻訳者の住所・氏名を記入してください。

翻訳にかかった費用は支給対象外です。

日本語訳文の内容が不明瞭な場合は正確な審査ができません。できるだけ詳細な日本語訳文をつけてください。

- ・ 受診時の状況を聞き取り確認する場合があるため、受診者ご本人が申請することを基本としています。受診者が外国籍で日本語の説明が難しい場合は、あらかじめ通訳サービスをご利用するなど、日本語がわかる方の同伴をお願いします。
- ・ 申請期間は医療費を支払った日の翌日から 2 年間です。

● 支給について

- ・ 申請から支給決定までに数か月程度の期間がかかることがあります。
外部審査機関で審査するため、最短でも 3 か月ほどかかります。必要に応じて、再度問い合わせや追加の書類提出をお願いする場合があります、さらに期間が延びることもあります。
- ・ 実際に支払った額より支給額が大幅に少なくなる場合があります。

次のいずれか低い方の金額のうちの国保負担分（7～8割）を支給します。

- ・ 病名及び診療日数を日本国内の保険診療標準額にて算定した額
- ・ 実際に現地で支払った金額から保険適用されない項目を引いた額

現地公的保険を使用している場合は支給額が 0 円になる場合もあります。

< 申請に必要な添付書類 >

「診療内容明細書（FormA）」（原本）

「領収明細書（FormB）」（原本）

「領収書」（原本）現地で医療費を支払った際に発行されたもの

申請に必要な書類は練馬区のホームページからダウンロードできます。特に FormA・FormB については、現地医療機関ですべての項目の記載が必要なため、あらかじめ携帯して渡航するか、現地でダウンロードしてください。

FormA は現地の担当医に、FormB は現地の担当医あるいは病院会計担当者に記入を依頼してください。それぞれに記入者の署名が必須となります。また、療養を受けた人ごと、医療機関ごと・診療月ごと、外来・入院ごとに記入してもらう必要があります。受診者が書いたものでは受付できません。

診療内容明細書（FormA）領収明細書（FormB）またはそれに代わるもの（FormA、FormB の書式の内容が記載されていること。）領収書がない場合は受付が出来ません。

～ の日本語訳文

本文を複写した別紙に訳文を記載し、翻訳者の住所、氏名を明記したもの

パスポート（原本）

療養日をはさんだ日本出入国と現地出入国の押印を確認します。

自動ゲート等を利用したことで出入国スタンプがない場合は、渡航期間などが確認できる書類（往復の航空機搭乗券の半券など）の提出が必要です。

状況により、法務局の出入国管理記録を提出していただく場合もあります。

来庁者の顔写真付きの本人確認書類

世帯主の金融機関口座のわかるもの（通帳など）

公金口座への振り込みをご希望の場合は、世帯主の来庁も必要となります。マイナンバーカードをご持参ください。世帯主以外の方が来庁した場合は公金口座の指定はできません。

国民健康保険療養費支給申請書

練馬区ホームページからダウンロードも可能です。窓口にもご用意しています。

調査に関する同意書

練馬区ホームページからダウンロードも可能です。窓口にもご用意しています。

現地の医療機関などへ受診状況など確認する場合があるため、受診者本人に署名していただきます。

受診者が未成年や亡くなっているなど、本人記入が難しい場合はお問い合わせください。

< 申請方法 >

受診者が帰国後に、次の窓口にて申請してください。（郵送申請はできません。）

こくほ給付係（区役所本庁舎 3 階）

または

こくほ石神井係（石神井庁舎 2 階）

窓口で書類の内容確認に時間がかかるため、お時間に余裕をもってご来庁ください。

書類の記入もれや不足があった場合は再来庁していただくことがあります。

【問い合わせ先・申請先】 練馬区役所区民部国保年金課こくほ給付係（本庁舎 3 階）

： 0 3 - 5 9 8 4 - 4 5 5 3（直通）